

障害者差別解消に係る合理的配慮セミナー

『差別解消法、どうして改正されたの？』

～義務化された合理的配慮ってなに？～

日時：令和6年12月8日（日）14：00～16：00

場所：三木市立市民活動センター
（三木市末広1丁目6-46）

講師：（一社）全国手をつなぐ育成会連合会
常務理事兼事務局長 又村 あおい先生

費用：無料

定員：100名

申込〆切：令和6年12月5日（木）

問合せ・申込先：三木市障害福祉課（増田）

住所 三木市上の丸町10番30号

TEL 82-2000 FAX 89-2449 申込二次元コード

メールアドレス shogaifukushi@city.miki.lg.jp

※必要事項を申込書に記入の上、郵送、メール、FAX、または
直接障害福祉課にてお申込みください。



-----（FAXで送信する場合は切らずにそのまま送ってください）-----

「障害者差別解消に係る合理的配慮セミナー」申込書

お名前	ふりがな	
ご住所	（〒 - ）	
連絡先	電話番号	FAX
メール	@	
希望する 支援・配慮		